

耐震診断助成制度一覧

平成23年4月1日現在

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物については、○が付いていない場合でも、用途等によって助成対象となる場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額		補助率 (上限)	担当課	TEL	内線
東京都	私立学校安全対策促進事業費補助金	補助			○		○	昭和56年5月31日以前に建築された私立学校(幼小中高)の校舎・園舎等	東京都内に所在する私立の高等学校、中学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園を設置する学校法人並びに学校教育法附則第6条の規定による私立の幼稚園を設置する者	なし	耐震診断: 4/5以内	校舎・園舎等の耐震診断	生活文化局 私学部私学振興課	03-5321-1111	29-721
	私立専修学校教育環境整備費補助金	補助			○		○	昭和56年5月31日以前に建築された私立学校(専各)の校舎等	東京都内に所在する私立の専修学校及び各種学校を設置する者	なし	耐震診断: 4/5以内	校舎等の耐震診断 (<small>(財)東京都私学財団の事業に対する補助事業</small>)	生活文化局 私学部私学振興課	03-5321-1111	29-717
	医療施設耐震化促進事業	補助			○		○	ア 救命救急センター イ 指定二次救急医療機関 等		240万円	4/5		福祉保健局医療政策部 救急災害医療課 救急医療係	03-5321-1111	33-342
	社会福祉施設等耐震化促進事業	補助					○	昭和56年5月31日以前に建築された民間社会福祉施設等	社会福祉施設等の設置者	1,000㎡以内: 2,000円/㎡ 1,000㎡超2,000㎡以内: 1,500円/㎡ 2,000㎡超: 1,000円/㎡	4/5	・施設利用者の安全を確保するために必要な建物の耐震診断 ・対象となる建築物などは別途要件あり	福祉保健局総務部総務課及び施設所管各課	03-5321-1111	32-112
千代田区	千代田区建築物耐震診断助成	補助	○		○	○	○	昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している非木造の民間建築物	業務用は中小企業者が所有していること	一般道路沿道 200万円 緊急輸送道路沿道 400万円	一般道路沿道 5/10 緊急輸送道路沿道 8/10	業務用は中小企業者が所有する建築物に該当すること	まちづくり推進部建築指導課建築審査主査(構造担当)	03-3264-2111	2824
	千代田区マンション等の耐震促進事業	補助		○		○		共同住宅(昭和56年6月1日以降に建築された建築物も対象とする)	管理組合、賃貸マンション所有者	分譲マンション 500万円 賃貸マンション 400万円	分譲マンション 10/10 賃貸マンション 8/10	緊急輸送道路沿道及び住民登録率により、補助率・限度額が変動			

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
千代田区	木造住宅耐震促進事業	補助	○					昭和56年5月31日以前に建築された千代田区内に存する木造住宅	65歳以上のみで、かつ一定の所得金額以下(75歳以上は制限なし)の世帯。要介護3以上、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方のいる世帯	10万円	10/10(自己負担なし)		まちづくり推進部建築指導課建築審査主査(構造担当)	03-3264-2111	2824
中央区	住宅・建築物耐震改修等支援事業	補助	○					原則として昭和56年以前に建築された木造住宅		15万円	10/10	区内業者に発注する耐震診断・補強計画	都市整備部建築課構造係	03-3546-5459	
				○	○		○	原則として昭和56年以前に建築された建築物	①共同住宅 ②業務商業建築物等	①100万円 ② 50万円	2/3	・所有者が法人の場合は、中小企業であることなど ・分譲マンションの場合、管理組合が申請者であることなど			
						○		原則として昭和56年以前に建築された緊急輸送道路沿道等の建築物で、耐震改修促進法第6条第三号の特定建築物等(規模要件等あり)	①業務商業建築物等及び賃貸マンション ②分譲マンション	①100万円 ②200万円	2/3	分譲マンションの場合、管理組合が申請者であることなど			
港区	港区木造住宅耐震診断事業	技術者派遣	○					昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された木造2階建て以下の専用又は兼用住宅	所有者かつ居住者			港区建築設計事務所協会に委託し、耐震診断を無料で行う。	街づくり支援部都市計画課住宅支援係	03-3578-2111	2346
	港区建築物耐震診断助成事業	補助	○	○	○	○	○	昭56年5月31日以前に建築された住宅・共同住宅・病院等、緊急輸送道路沿道建築物	対象建築物の所有者、区分所有者の代表	(木造)15万円 (共同住宅以外の非木造)150万円 (非木造の共同住宅)250万円 (緊急輸送道路沿道建築物)200万円	木造 7/10 非木造 6.5/10 緊急輸送道路 2/3				
	港区建築物耐震確認調査助成事業	補助	○	○				昭和56年6月1日以降に建築確認を受け建築された、非木造の住宅及び共同住宅	対象建築物の所有者、区分所有者の代表	50万円	6.5/10				

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
新宿区	建築物等耐震化支援事業	技術者派遣	○	○				昭56年5月31日以前に着工した木造の2階建て以下の住宅、共同住宅等					専門の技術者(建築設計新宿協同組合)を派遣し、予備耐震診断(簡易診断)を無料で行う。	都市計画部地域整備課 03-5273-3829	
	建築物等耐震化支援事業	補助	○	○				昭56年5月31日以前に着工した木造の2階建て以下の住宅、共同住宅等		上限15万円			予備耐震診断後、耐震診断登録員による「耐震診断・補強設計」を行ったもの。		
		技術者派遣	○	○	○	○		昭56年5月31日以前に着工された非木造建築物。 ①延べ面積の1/2以上が住宅、共同住宅等 ②特定建築物 ③防災上特に重要な特定建築物 ④緊急輸送道路沿道の特定建築物					専門の技術者(NPO法人耐震総合安全機構)を無料で派遣し、耐震に関するアドバイスをを行う。併せて、簡易耐震診断(一次診断等)についても無料で行う。		
		補助	○	○	○	○		昭56年5月31日以前に着工された非木造建築物。 ①延べ面積の1/2以上が住宅、共同住宅等 ②特定建築物 ③防災上特に重要な特定建築物 ④緊急輸送道路沿道の特定建築物	個人の場合、所有者または所有者の承諾を得たもの 区分所有の場合、管理組合の総会決議を得た代表者または、共有持分の過半の承諾を得た代表者	上限200万円 戸建て住宅 1000円/㎡ 戸建て住宅以外 2000円/㎡(延べ面積1000㎡以内の部分) 1500円/㎡(延べ面積1000㎡を超え2000㎡以内の部分) 1000円/㎡(延べ面積2000㎡を超える部分)	2/3		区が定めた指定機関において評定を受けたもの		
文京区	文京区建築物耐震診断助成制度	補助	○	○	○	○	○	昭56年以前に建築された民間の建築物 ただし、違反建築物で現に是正指導を受けているものを除く	(高齢者居住) ・満65歳以上の高齢者が助成対象建築物に1年以上居住	木造10万円(高齢者20万円) 非木造50万円(分譲マンション100万円)	木造4/10(高齢者8/10) 非木造2/10			都市計画部地域整備課住環境整備担当 03-5803-1374	
台東区	安全で安心して住める建築物等への助成(耐震診断:木造)	補助	○	○				昭56年5月31日以前に建築された木造住宅	区民であること。区民税の滞納がないこと。	15万円	8/10	予備調査及び本調査を含む	都市づくり部建築課構造・設備係 03-5246-1335		

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線	
台東区	安全で安心して住める建築物等への助成 (耐震診断:非木造)	補助	○	○				昭56年5月31日以前に建築された非木造住宅	区民であること。区民税の滞納がないこと。	50万円	1/2	予備調査及び本調査を含む	都市づくり部建築課 構造・設備係	03-5246-1335		
	安全で安心して住める建築物等への助成 (耐震診断:木・非木造)	補助			○			昭56年5月31日以前に建築された住宅以外の建築物	区民であること。区民税の滞納がないこと。	15万円	8/10	予備調査及び本調査を含む				
	台東区マンション耐震改修工事等助成 (耐震アドバイザー派遣)	補助					○			・合意形成に関するテキストの解説 13,650円(同一マンション5回まで) ・設計図書等についての具体的な助言 21,000円(1回のみ)				都市づくり部建築課 管理係	03-5246-1332	
	台東区マンション耐震改修工事等助成 (耐震診断) (実施設計)	補助		○				昭56年5月31日以前に建築確認を受けた分譲及び賃貸マンション	分譲マンション:管理組合又は管理組合法人 賃貸マンション:個人又は中小企業	・延べ面積1,000㎡未満:限度額なし ・延べ面積1,000㎡以上かつ3階以上:200万円	1/2	費用単価の限度額あり	都市づくり部建築課 構造・設備係	03-5246-1335		
	台東区民間特定建築物耐震改修工事等助成 (耐震診断) (補強設計)	補助				○		昭56年5月31日以前に建築確認を受けた緊急輸送道路沿道建築物 (耐震改修促進法第6条第3号の政令で定める建築物)	建築物の所有者で個人又は中小企業。ただし、分譲マンションの場合は管理組合又は管理組合法人。	①第1次緊急輸送道路:200万円 ②第2、3次緊急輸送道路: 延べ面積1,000以内:100万円 延べ面積1,000超え:200万円	①2/3 ②1/2	費用の限度額あり				
	台東区民間特定建築物耐震改修工事等助成 (耐震診断)	補助			○			昭56年5月31日以前に建築確認を受けた特定建築物(耐震改修促進法第6条第1号の政令で定める建築物)	建築物の所有者で個人又は中小企業。	100万円	1/2	費用の限度額あり				

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線	
墨田区	墨田区民間建築物耐震診断助成	補助	○	○	○	○	○	墨田区内に建築された昭56年5月31日以前に着工した建築物(工業化認定住宅及び補強コンクリートブロック造の建築物を除く)	対象建築物の耐震診断を実施する方(大企業は除く)	木造7.5万円、(バリアフリー工事と同時にを行う場合は右記の助成率によらず15万円を限度に助成)非木造50~200万円(診断対象床面積による)	1/2		都市計画部建築指導課耐震化担当	03-5608-6269	3956	
江東区	民間建築物耐震促進事業(木造簡易診断・二次診断)	技術者派遣	○					昭56年5月31日以前に建築された建築物。木造在来工法で平屋か2階建ての住宅であること(併用住宅を含む)	対象建築物を所有し居住している人				区に登録した、江東区建築設計事務所協会の耐震診断士を派遣し、耐震診断(簡易診断)を無料で行う。	都市整備部建築調整課指導係	直03-3647-9217	2953
		補助	○					上記耐震診断を受け、耐震改修が必要と判定された住宅で、建築確認があり建築基準法に違反していないもの	区民税の滞納がないこと	10万円	1/1	二次診断及び補強計画に要した経費を助成する。				
	民間建築物耐震促進事業(アドバイザー派遣)	補助・技術者派遣		○	○	○	○	昭56年5月31日以前に建築された、分譲・賃貸マンション、緊急輸送道路沿道建築物、民間特定建物。耐火構造もしくは準耐火構造。	所有者が企業の場合は中小企業(中小企業基本法による)に限る。	耐震診断150万円 耐震設計150万円	1/2		分譲・賃貸マンション、緊急輸送道路沿道建築物(耐震改修促進法第6条第3号)、民間特定建物(耐震改修促進法第6条第1号及び第2号)			
品川区	住宅等耐震診断支援事業	補助	○	○		○		昭56年5月31日以前に建築された住宅及び共同住宅(個人が所有する住宅は併用住宅を含む)	対象建築物所有者	(木造住宅)6万円(木造共住)12万円 (非木住宅)10万円 (マンション)150万円 (緊急輸送道路沿道建築物)300万円	1/2		協定機関(東京都建築士事務所協会品川支部)から技術者を派遣し、診断費用を助成。	防災まちづくり事業部 防災課耐震化促進担当	03-5742-6634	
目黒区	目黒区建築物耐震診断助成(木造)	技術者派遣	○	○			○	昭和56年5月31日以前に建築された住宅・共同住宅等で建築基準法に適合	建築物所有者(住民税・固定資産税完納者)	全額区が負担			区職員による予備調査後、区と委託契約を締結した耐震診断士を派遣し、無料で一般診断を行う。	都市整備部建築課耐震化促進係	03-5722-9490	

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
目黒区	目黒区建築物耐震診断助成(非木造)	補助	○	○	○	○	○	昭和56年5月31日以前に建築された住宅・共同住宅等で建築基準法に適合	対象建築物の所有者(法人含む)または区分所有建築物の代表者(住民税・固定資産税完納)	分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物、特定建築物:200万円 その他非木造建築物:60万円	1/2	東京都建築士事務所協会目黒支部を耐震診断機関とする。	都市整備部建築課耐震化促進係	03-5722-9490	
大田区	大田区耐震診断・耐震改修助成事業	補助	○	○	○	○	○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、概ね建築基準法に適合しているもの。(ただし、補強コンクリートブロック造等の耐震診断基準のないものを除く。)	対象建築物の所有者。ただし、事業者は中小企業基本法第2条の規定に適合するもの。	①住宅を含む木造建築物10万円、非木造住宅50万円、マンションを含む非木造建築物100万円 ②緊急輸送道路沿道建築物200万円	①2/3 ②4/5	耐震診断は、建築士事務所の建築士が行うこと。	まちづくり推進部都市開発課防災まちづくり担当	03-5744-1349	
	大田区耐震診断・耐震改修助成事業(耐震改修のための計画の策定等)	補助	○	○	○	○	○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、概ね建築基準法に適合しているもの。(ただし、補強コンクリートブロック造等の耐震診断基準の無いものを除く。)	対象建築物の所有者。ただし、事業者は中小企業基本法第2条の規定に適合するもの。	①住宅を含む木造建築物15万円、非木造住宅50万円、マンションを含む非木造建築物100万円 ②緊急輸送道路沿道建築物200万円	2/3	区の耐震診断助成を受けた建築物。			
世田谷区	世田谷区木造住宅耐震診断支援事業	技術者派遣	○	○			○	昭56年5月31日以前に建築確認を受けて建てた建築物。木造在来工法で平屋か2階建ての住宅であること(併用住宅を含む)	区内に存する対象建築物を所有する個人、共有建築物の代表者	区が全額負担		区職員による予備調査後、区と委託契約を締結した耐震診断士を派遣し、無料で一般診断を行う。	都市整備部建築調整課	03-5432-2468	
	世田谷区住宅・建築物耐震診断助成	補助	○	○	○		○	昭56年5月31日以前に建築確認を受けて建てた①プレハブ住宅、②木造以外の住宅、③防災上特に必要な建築物。(ただし、除外建築物あり)	区内に存する対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	プレハブ住宅10万円 主構造が非木造100万円 防災上特に重要な建築物150万円	7/10	防災上特に重要な建築物:世田谷区地域防災計画に位置付けられる後方医療機関、高齢者や幼児等の災害時の要援護者が日常的に利用している施設(病院、劇場、公会堂、百貨店、美術館、老人ホーム、幼稚園など)			

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
世田谷区	分譲マンション・特定建築物の耐震診断	補助		○	○	○	○	昭56年5月31日以前に建築確認を受けて建てた①分譲マンション、②特定建築物、③防災上特に重要な特定建築物、④沿道耐震化道路沿いの分譲マンション、⑤緊急輸送道路沿いの分譲マンション・特定建築物。(ただし、除外建築物あり)	区内に存する対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	左記、対象建築物の①と②は150万円 ③と④は200万円 ⑤は300万円	2/3	特定建築物:耐震改修促進法第6条第1項に掲げる民間の建築物、防災上特に重要な特定建築物:耐震改修促進法第6条第1項に掲げる民間の建築物のうち世田谷区地域防災計画に位置付けられる後方医療機関、高齢者や幼児等が日常的に利用している施設及び震災時に重要な機能を果たす建築物等。	都市整備部建築調整課	03-5432-2468	
	分譲マンション耐震改修アドバイザー派遣	技術者派遣		○		○	○	昭56年5月31日以前に建築確認を受けて建てた①分譲マンション、②沿道耐震化道路沿いの分譲マンション、③緊急輸送道路沿いの分譲マンション。(ただし、除外建築物あり)	区内に存する対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	区が全額負担		区と委託契約した団体を派遣。1建物につき5回まで。			
渋谷区	耐震化支援事業	補助		○				昭56年5月31日以前に建築工事に着手した延べ床面積が1,000㎡以上、かつ3階以上の分譲マンションで、所有者の過半が自ら居住しているもの	分譲マンションの管理組合	233.3万円	2/3 (一般緊急輸送道路沿道は4/5)	耐震診断に要する費用は別に面積による基準あり。事務所店舗等がある場合は面積により減額 特定緊急輸送道路沿道は制度外	都市整備部まちづくり課	03-3463-2647	
	木造住宅耐震診断コンサルタント派遣事業	技術者派遣	○	○				昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した個人所有の木造在来工法による、専用住宅、兼用住宅、併用住宅、長屋又は共同住宅	対象建築物を所有者する区民	区が全額負担		区に登録した建築士を派遣			
中野区	木造住宅耐震診断事業(簡易耐震診断)	技術者派遣	○	○				昭56年5月31日以前に建築された在来工法による2階建て以下の木造住宅(一戸建の住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅を含む)	対象建築物所有者	1.9万円 (区登録診断士に支給)		・区に登録してある耐震診断士を派遣する	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	03-3228-5576	
	木造住宅耐震診断事業(耐震診断)	技術者派遣	○	○				上記、簡易耐震診断を行い総合評価が1.0未満のもの	対象建築物所有者	9.7～19.5万円 (区登録診断士に支給)		・区に登録してある耐震診断士を派遣する			

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
豊島区	木造住宅耐震診断助成制度	補助	○				昭56年5月31日以前に建築された木造住宅	所有者かつ居住者	10万円	2/3	東京都木造住宅耐震診断事務所に登録された技術者が、診断を行なうこと	都市整備部建築指導課許可・耐震グループ	03-3981-0590		
	非木造住宅耐震診断助成制度	補助	○			昭56年5月31日以前に建築された木造以外の住宅	所有者かつ居住者	20万円	2/3						
	緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成制度	補助				○	昭56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物	建築物の所有者	100万円	2/3					
	分譲マンション耐震診断助成制度	補助		○			昭56年5月31日以前に建築された分譲マンションで3階以上のもの	管理組合の代表者	100万円	2/3		都市整備部マンション担当課マンション担当係	03-3981-1385		
北区	簡易耐震診断	技術者派遣	○	○			昭56年5月31日以前に着工した木造在来軸組工法の地上2階建以下(地下無し)のもの	建築物の所有者			区職員による簡易耐震診断を無料で行っている	まちづくり部建築課構造設備係	03-3908-9176		
	木造住宅耐震診断士等派遣事業	技術者派遣	○	○			昭56年5月31日以前に着工した木造住宅で、地上2階建以下(地下無し)のもの	所有者かつ居住者で住民税の滞納がないこと	全額区が負担		区が委託する機関の診断士が耐震診断を行う。	まちづくり部建築課建築防災担当	03-3908-1240		
	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震診断事業)	補助				○	昭56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物	建築物の所有者	100万円	4/5	木造住宅耐震診断士等派遣事業の対象となるものは除く。				
	北区マンション耐震化支援事業(耐震診断費用助成)	補助		○			昭56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されているマンション	管理組合の理事長	100万円	1/3	耐震診断費用	まちづくり部住宅課住宅計画係	03-3908-9201		
北区マンション耐震化支援事業(耐震相談アドバイザー派遣)	技術者派遣		○			昭56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されているマンション	管理組合の理事長	全額区が負担		耐震相談アドバイザー派遣対象者からの申請に応じ、アドバイザー(区で委託する団体が派遣)が、耐震に関する調査・相談を行う。					
北区マンション耐震化支援事業(簡易診断)	技術者派遣		○			昭56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されているマンション	管理組合の理事長	全額区が負担		簡易診断対象者からの申請に応じ、区で委託する団体が簡易診断を行う。					

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先				
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線	
荒川区	木造建物耐震化推進事業 (耐震診断支援事業)	技術者派遣	○	○			○	昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅(貸家含む)、町会事務所、診療所、賃貸アパート	対象建物の所有者(法人の場合は、中小企業者(宅建業者を除く)・住民税等を滞納していないこと	全額区が負担			区に登録された耐震診断士を派遣し、無料で簡易耐震診断を行う。	都市整備部住環境整備課	03-3802-3111	2826 2827
	木造建物耐震化推進事業 (耐震補強設計支援事業)	補助	○	○			○	区の耐震診断支援事業を受けた建物		戸建住宅(貸家含む)、町会事務所、診療所30万円(60万円)・賃貸アパート50万円(100万円)	戸建住宅(自己用)、町会事務所、診療所2/3・戸建住宅(貸家)、賃貸アパート1/2(2/3)	()は高齢者世帯が居住する建物※	一般及び精密診断含む。 ※75歳以上のひとり暮らしの世帯又は75歳以上の方のみで構成されている世帯が引き続き2年以上居住している建物			
	非木造建物耐震化推進事業 (耐震診断支援事業)	補助	○	○		○	○	昭和56年5月31日以前に建築された非木造の分譲マンション、賃貸マンション、戸建住宅(貸家含む)、町会事務所、診療所、緊急輸送道路沿道建物	分譲マンションの場合は管理組合又は区分所有者の代表者・他は対象建物の所有者(法人の場合は、中小企業者(宅建業者を除く)・住民税等を滞納していないこと	分譲マンション、緊急輸送道路沿道建物100万円・賃貸マンション50万円・戸建住宅(貸家含む)、町会事務所、診療所15万円	分譲マンション、緊急輸送道路沿道建物、戸建住宅(自己用)、町会事務所、診療所2/3・賃貸マンション・戸建住宅(貸家)1/2	耐震診断に必要な設計図書が備わっていること				
	非木造建物耐震化推進事業 (耐震補強設計支援事業)	補助	○	○			○	○	区の耐震診断支援事業を受けた建物							
	非木造建物耐震化推進事業 (分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業)	技術者派遣		○					昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンション	分譲マンション管理組合又は区分所有者の代表者	全額区が負担					
板橋区	建築物の耐震診断経費の助成	補助	○	○	○	○	○	昭和56年5月31日以前のS・RC・SRC造のマンション・建築物(プレハブ造・軽量鉄骨造は除く)		200万円	2/3		都市整備部建築指導課 構造グループ	03-3579-2579		
	木造住宅無料簡易耐震診断	技術者派遣	○					原則、自己診断が困難なおとしより世帯等を対象とする				協力業者(設計事務所等)による無料簡易診断	都市整備部市街地整備課防災まちづくりグループ	03-3579-2554		

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先				
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線		
板橋区	木造住宅耐震化推進事業	補助	○	○				昭和56年5月31日以前に建築された、木造在来軸組工法による、専用住宅、共同住宅及び併用住宅(延べ面積の2分の1以上が住宅の用途であること)	区内の建物所有者	7.5万円 (特定地域内は、12万円) (高齢者等の世帯は10万円)	1/2(特定地域内は、4/5)(高齢者等の世帯は2/3)	区が指定する耐震診断機関が実施すること。	都市整備部市街地整備課防災まちづくりグループ	03-3579-2554			
	耐震化アドバイザー派遣事業	技術者派遣	○	○	○	○	○	昭56年5月31日以前のS・RC・SRC造のマンション・建築物(プレハブ造・軽量鉄骨造は除く)	・マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表 ・対象建築物所有者	全額区が負担		耐震相談アドバイザー派遣対象者からの申請に応じ、アドバイザー(区で委託する団体を派遣)が、耐震に関する調査・相談を行う。	都市整備部建築指導課 構造グループ	03-3579-2579			
練馬区	戸建住宅の無料簡易耐震診断	技術者派遣	○					昭56年5月以前に建築された建築物	区民であること			一般社団法人練馬区建築設計事務所協会を診断機関とする	都市整備部建築課建築安全係	03-5984-1938	直通		
	民間建築物耐震化支援事業(耐震相談アドバイザー派遣)	技術者派遣		○		○	○	昭56年5月以前に建築確認を取得した公共的施設、後方医療機関等、緊急輸送道路沿道の建築物、分譲マンション	・マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表 ・対象建築物所有者			耐震相談アドバイザー派遣対象者からの申請に応じ、アドバイザー(区で委託する団体を派遣)が、耐震に関する調査・相談を行う。					
	戸建住宅の精密耐震診断・実施設計経費助成事業	補助	○					木造 昭56年5月以前に建築された建築物 非木造 昭56年5月以前に建築確認を取得した建築物	都市計画などにより建築制限のある一部の地域では、助成対象外となる場合があります。 住民税等を滞納していないこと。	30万円	2/3						
	民間建築物の耐震診断経費助成事業	補助		○	○		○			100万円	2/3	中高層等					
								150万円		2/3	公共的建築物、分譲マンション、民間特定建築物						
							○	上記のほか、延べ面積1,000㎡以上、地上3階建以上、高さ一定以上		200万円	2/3	後方医療機関等					
							○	上記のほか、延べ面積1,000㎡以上、地上3階建以上、高さ一定以上		200万円	2/3	緊急輸送道路沿道の建築物					
	民間建築物の実施設計経費助成事業	補助		○	○		○	木造 昭56年5月以前に建築された建築物 非木造 昭56年5月以前に建築確認を取得した建築物		200万円	2/3	公共的建築物、分譲マンション、民間特定建築物					
								450万円		2/3	後方医療機関等						
							○	上記のほか、延べ面積1,000㎡以上、地上3階建以上、高さ一定以上	450万円	2/3	緊急輸送道路沿道の建築物						

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線	
足立区	耐震診断助成事業	補助	○					昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された木造住宅	対象建築物の所有者	10万円	100/100	区が認定した建築士が実施すること。	都市建設部建築調整課建築防災係	03-3880-5317		
			○					昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された非木造住宅	対象建築物の所有者	30万円	100/100					
				○				昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された共同住宅	対象建築物の所有者(不動産業者は除く)	500万円 かつ 戸数*10万円	1/2					賃貸、分譲問わず
					○	○		昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された特定建築物	対象建築物の所有者(不動産業者は除く)	500万円	1/2					
	耐震改修計画の策定	補助		○			昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された非木造の共同住宅で、耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定されたもの	対象建築物の所有者(不動産業者は除く)	300万円	1/2	・賃貸、分譲問わず ・補強設計					
	耐震改修計画の策定	補助			○	○	昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された非木造の特定建築物で、耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定されたもの	対象建築物の所有者(不動産業者は除く)	300万円	1/2	・補強設計					
葛飾区	葛飾区木造建築物耐震診断助成制度	補助	○	○			木造2階建て以下の住宅(共同住宅、長屋を含む)		2.5万円	1/2	国の補助金に該当する場合は、3.75万円を限度とする。	都市整備部建築課指導・耐震促進係	03-5654-8552			
	葛飾区民間建築物耐震診断助成制度	補助	○	○		○	昭和56年5月31日以前に建築された①住宅を含む木造以外の建築物および病院、学校、保育園、集会所等の公益施設と②分譲マンション	①対象建築物所有者 ②マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	①20万円 ②150万円	①1/2 ②1/2						

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
江戸川区	江戸川区耐震コンサルタント派遣制度	技術者派遣	○					昭和56年5月31日以前に着工した区内にある個人所有の戸建住宅	対象建築物所有者で現在居住している方	4.2万円 (コンサルタントに支給)		耐震診断等専門家派遣 民間の求めに応じて江戸川区が委託したコンサルタント(建築士)を派遣し住まいの耐震対策についての調査・相談を行う。	都市開発部住宅課計画係	03-5662-6387	2428
	耐震相談アドバイザー派遣制度	技術者派遣		○	○		○	昭和56年5月31日以前に建築された3階建以上で耐火又は準耐火で①分譲マンションと②緊急輸送道路沿道建築物	①マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表 ②対象建築物所有者	3.15万円 (アドバイザーに支給)		民間の求めに応じて江戸川区が委託した耐震アドバイザー(建築士)を派遣し、分譲マンションや緊急輸送道路沿道の建築物の所有者に対し耐震化の説明および相談等を行う。	都市開発部建築指導課構造係	03-5662-1106	2537
	分譲マンション耐震診断助成事業	補助		○				昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた3階建以上で耐火又は準耐火の建物	マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	診断費用の額と区が指定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ないもの	2/3	構造計算書等、設計図書の再生費用は補助対象としない。			
	緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業	補助			○		○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物で、高さが当該道路幅員の1/2と全面空地の幅を加えた幅の合計以上であること	緊急輸送道路沿道建築物所有者	診断費用の額と区が指定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ないもの	2/3	構造計算書等、設計図書の再生費用は補助対象としない。			
	私立幼稚園・保育園耐震診断助成事業	補助			○		○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物	私立幼稚園・保育園経営者	診断費用の額と区が指定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ないもの	2/3	構造計算書等、設計図書の再生費用は補助対象としない。			

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
八王子市	八王子市木造住宅耐震診断補助金	補助	○					昭和56年5月31日以前に建築された市内にある木造住宅。 現に居住している(在来軸組工法に限る)住宅	市民であること	7万円	1/3		まちなみ整備部住宅対策課	042-620-7260	3404
立川市	立川市木造住宅耐震診断助成制度	補助	○	○			○	木造住宅で昭和56年以前に建築された戸建住宅、共同住宅及び併用住宅(住宅以外の用途部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のもの)	対象建築物を所有する個人又は法人で、既に納期の経過した市税を完納しているもの	10万円	1/2	簡易耐震診断は、シルバー人材センターに委託。耐震診断は、東京都木造住宅耐震診断事務所登録名簿に掲載された事業所	市民生活部住宅課	042-523-2111	2562
武蔵野市	耐震アドバイザー派遣制度	技術者派遣	○					昭56年以前に建てられた市内の木造住宅		市が全額負担		専門家を派遣し簡易耐震診断を行う	都市整備部住宅対策課	0422-60-1905	2872
	分譲マンションアドバイザー派遣制度	技術者派遣		○				昭56年以前に建てられた市内の分譲マンション		市が全額負担		円滑な建替え、改修を支援するためにアドバイスが必要な管理組合等に専門家を派遣し、助言及び指導を行う。			
	民間住宅耐震診断助成制度	補助	○	○				昭56年以前に建てられた市内の民間住宅であるもの		分譲マンション50万・100万円 木造10万円 非木造20万円	2/3	分譲マンションについては構造評定機関で取得した評定書が必要。			
	民間建築物耐震診断助成制度	補助	○	○	○		○	昭57年以降に建てられた民間住宅および昭56年以前に建てられた住宅を除く民間建築物		木造5万円 非木造20万円	1/2				
	安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震助成制度	補助			○		○	昭56年以前に建てられた非住宅の民間建築物(延べ面積3,000㎡未満で商業系地域にあるもの)		木造10万円 非木造20万円	1/2	診断して耐震性がない場合、別途、補強設計助成もあり。			
三鷹市	三鷹市木造住宅耐震診断助成制度(簡易診断)	補助	○					昭56年5月31日以前に建築確認された市内にある木造住宅 現に居住している(在来軸組工法等に限る)住宅		4万円	2/3	東京都建築士事務所協会南部支部を紹介し、その調査費用の一部助成	都市整備部まちづくり推進課住宅政策係	0422-45-1151	2867
	三鷹市木造住宅耐震診断助成制度(一般診断以上の診断)	補助	○					昭56年5月31日以前に建築確認された市内にある木造住宅 現に居住している(在来軸組工法等に限る)住宅		10万円	2/3	東京都建築士事務所協会南部支部を紹介し、その調査費用の一部助成			

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
青梅市	青梅市木造住宅耐震診断補助制度	補助	○					昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された軸組工法木造2階建て以下の戸建て住宅(面積の1/2以上を住宅の用途に供し、賃貸を目的とする住宅を除く。)	市内に住所を有し、対象住宅を所有し自ら居住する個人共有にあっては代表者市税等の滞納がないこと。	5万円	1/2	東京都建築士事務所協会西多摩支部の会員で日本建築防災協会による講習修了者東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度登録者で西多摩地区に事務所を置く者	都市整備部住宅課	0428-22-1111	2533
府中市	府中市木造住宅耐震診断調査助成制度	補助	○					昭56年5月31日以前に建築された戸建ての木造住宅	所有者かつ居住者、地方税等を滞納していないこと	12万円	2/3	原則として、市内に事務所を有し、社団法人東京都建築士事務所協会に所属する建築士によるもの。	都市整備部建築指導課住宅耐震化推進係	042-335-4173	
昭島市	木造住宅耐震診断補助制度	補助	○	○				昭和56年以前に在来工法により建築された2階建以下の木造住宅	対象となる住宅を所有する個人市税等の滞納がないこと	4万円	2/3		都市計画部都市計画課住宅係	042-544-5111	2264
調布市	調布市木造住宅耐震診断助成制度	補助	○					昭56年5月31日以前に建築された木造住宅で、2階建て以下のもの。必ず所有者が居住していること。	①一般助成対象者 ・対象住宅の所有者の個人で支援助成対象者以外の方	5万円	1/3	調布市が指定している者の耐震診断に限る。 ※・65歳以上のひとり暮らし世帯又は60歳以上のみの世帯で、世帯の中に65歳以上の方がいる世帯 ・「身体障害者手帳」4級以上又は東京都の「愛の手帳」3度以上の方がいる世帯	都市整備部住宅課	042-481-7111	7545
									②支援助成対象者 ・高齢者等(※)の方がいる世帯	10万円	2/3				

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
調布市	分譲マンション耐震診断助成制度	補助		○				<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、及び工事に着手した3階以上(地階除く)の分譲マンションで、検査済証の交付を受けていること。 ・延べ面積が1,000㎡以上の耐火または準耐火建築物 ・区分所有者が住所を有する住戸の面積の合計が当該分譲マンションの延べ面積の1/2を超える部分を占めるもの。 	助成対象マンションの管理組合	100万円	<ul style="list-style-type: none"> ①費用を住戸の総数で除し、その額に区分所有者が住所を有する住戸の数を乗じた額の1/2 ②区分所有者が住所を有する住戸の数に5万円を乗じた額 ※①と②を比較して少ない方の額とする	<ul style="list-style-type: none"> ・診断機関は、社団法人東京都建築士事務所協会南部支部 ・助成金を受けようとする年度において、助成金の申請手続きを原則として10月末日までに完了する必要があります。 	都市整備部住宅課	042-481-7111	7545
町田市	町田市木造住宅簡易耐震診断実施事業制度	技術者派遣	○					昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、2階建て以下の木造在来工法による戸建住宅(1/2以上を住宅としてりようしている併用住宅も含む)であり、市内に存するもの。	対象住宅を所有かつ居住している個人			市が指定した機関が実施する。	都市づくり部住宅課	042-709-0579	4211
	町田市木造住宅精密耐震診断事業助成制度	補助	○					上記、簡易耐震診断を行い精密耐震診断が必要であると認められた住宅。	対象住宅を所有かつ居住している個人であり、既に納期の経過した市税の滞納がないこと	10万円	1/2	町田市に登録した町田市木造住宅耐震診断士の中から選定すること。			
	町田市分譲マンション耐震化促進アドバイザー助成制度	補助		○				<ul style="list-style-type: none"> ・市内に存する分譲マンション(耐火又は準耐火)で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたもの。 ・市内に存する分譲マンション(耐火又は準耐火)で、昭和56年5月31日以降に建築確認を受けた後、設計図書などの偽装を原因として建築時点で適格性を失っていたことが判明し、所管の特定行政庁から国土交通省にその旨が連絡されたもの。 	分譲マンション管理組合	2.1万円/回、耐震設診断について3回まで、耐震設計について3回まで		対象者からの申請に応じてアドバイザー(市が指定した機関から選定)が、耐震診断及び耐震設計において、専門的見地から助言及び指導を行う。			

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
町田市	町田市分譲マンション耐震診断事業助成制度	補助		○				・市内に存する分譲マンション(耐火又は準耐火)で、昭56年5月31日以前に建築確認を受けたもの。 ・市内に存する分譲マンション(耐火又は準耐火)で、昭和56年5月31日以降に建築確認を受けた後、設計図書などの偽装を原因として建築時点で適格性を失っていたことが判明し、所管の特定行政庁から国土交通省にその旨が連絡されたもの。	分譲マンション管理組合であり、耐震診断を受けることについて、区分所有者の半数以上の者の同意を得ること	助成基準により算出した額と実支出額と比較少ないほうの額。500万円	2/3	建築物の耐震改修の促進に関する法律の技術上の指針となるべき事項に基づき耐震性能の判定を行うこと。	都市づくり部住宅課	042-709-0579	4211
	町田市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付制度	補助					○	・昭和56年5月31日以前に着工された建築物 ・耐震改修促進法第6条第3号の規定に該当する建築物	対象建築物の所有者	診断費用の額と市が指定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ないもの	4/5	町田市が指定している者の耐震診断で実施すること	都市づくり部建築指導課	042-709-0574	
小金井市	小金井市木造住宅耐震診断助成制度	補助	○					昭和56年5月31日以前に着工された市内に存する木造住宅	対象となる住宅を所有し、現に自らの住居として使用していること 市民税を滞納していないこと	5万円	2/3	小金井市指定の調査機関による耐震診断に限る。	都市整備部まちづくり推進課住宅係	042-387-9861	
小平市	小平市木造住宅耐震診断費用補助金交付制度	補助	○	○			○	昭56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され、かつ、現に居住の用に供している木造の居宅、共同住宅及び併用住宅とする。	対象住宅を所有する個人 (複数の個人が共有する場合を含む。)	5万円	1/2	社団法人東京都建築士事務所協会北部支部又は東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づく耐震診断事務所を診断機関とする。	市民生活部 防災安全課	042-346-9519	
日野市	日野市木造住宅簡易耐震調査	技術者派遣	○					昭56年以前に建築された2階建て以下(延べ面積の1/2以上を住宅の用途に供しているものを含み、賃貸を目的とした住宅を除く。)の木造住宅(在来軸組工法に限る。)	対象建築物を所有する個人であること			日野市と委託契約を締結した調査機関の建築士を派遣し、無料で簡易診断及び耐震に関する相談を行う。	まちづくり部建築指導課管理係	042-587-6211	
	日野市木造住宅耐震診断補助事業	補助	○					昭56年以前に建築された2階建て以下(延べ面積の1/2以上を住宅の用途に供しているものを含み、賃貸を目的とした住宅を除く。)の木造住宅(在来軸組工法に限る。)	対象建築物を所有する個人であること	5万円	1/2	東京都建築士事務所協会西部支部を診断機関とする。			

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
東村山市	東村山市木造住宅耐震診断費の助成制度	補助	○					昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築され、かつ現に居住の用に供している木造の住宅。なお、併用住宅の場合は建築物の延床面積の半分以上が住宅の用途に供しているものとなる。	対象となる住宅を所有し、現に自らの住居として使用していること	4万円	1/2	①建築士法第2条第1項に規定する建築士のうち、東村山市内の建築事務所に勤務する者で、耐震診断を行うにあたって必要となる技術・知識を習得するための市長が認めた講習会等を修了し、認定を受けたもの ②社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の会員 ③東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づき登録されている耐震診断事務所	市民部防災安全課	042-393-5111	2583
国分寺市	木造住宅耐震診断士派遣事業	技術者派遣	○	○				昭56年5月31日以前に建築された、2階建て以下の木造住宅。	対象建築物所有者	8万円～16.3万円 (市登録診断士に支給)	約9/10	市が登録する耐震診断士を派遣し一般診断を行う。	都市建設部都市計画課都市計画担当	042-325-0111	455
国立市	分譲マンション耐震診断助成制度	補助		○				国立市内に存する耐火建築物又は準耐火建築物で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物。耐震診断に必要な設計図書が備わっていること。	マンション管理組合であり、区分所有者の半数以上の合意を得たもの。	診断費用の3分の2を乗じて得た額又は限度額の3分の2を乗じて得た額のどちらか低い額 1,000㎡以上2,000㎡未満: 延べ面積×1,500円/㎡ 2,000㎡以上: 延べ面積×1,000円/㎡	2/3		都市振興部地域整備課まちづくり推進・用地担当	042-576-2111	384
	国立市木造住宅耐震診断助成制度	補助	○					国立市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた住宅。併用住宅の場合、居住部分が延べ床面積の2分の1以上であるもの。	対象住宅の所有者で現に居住していること。	5万円	1/2	東京都木造住宅耐震診断事務所登録名簿に登録された事業所又は社団法人東京都建築士事務所協会西部支部の正会員事務所を診断機関とする。			

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
福生市	福生市木造住宅耐震診断助成制度	補助	○					昭和56年以前に軸組工法で建築された2階建て以下の木造戸建て住宅。(所有者が自ら利用するための延べ床面積が2分の1以上であるもの。)	対象建築物を所有する個人。ただし、共有の建築物にあっては代表者。	10万円	2/3	市が指定する耐震診断機関が実施すること。	都市建設部まちづくり計画課計画グループ	042-551-1952	
狛江市	狛江市木造住宅耐震診断助成金交付制度	補助	○	○				昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造住宅又は木造集合住宅。一つの建築物を複数の用途として使用している場合は、延べ面積の過半が住居の用途に供しているもの。	①対象建築物を所有する個人。共有または区分所有の建築物にあっては代表者。 ②市税を完納していること。	5万円	1/3	(社)東京都建築士事務所協会南部支部の会員又は東京都木造住宅耐震診断事務所登録名簿に登録された事業所を診断機関とする。	建設環境部都市整備課企画計画係	03-3430-1111	2541
	狛江市分譲マンション耐震診断助成金交付制度	補助		○				昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物で、非木造の耐火(準耐火)建築物(延べ床面積1,000㎡、地上3階建以上)で、延べ面積の過半が住居の用途に供しているもの。	マンション管理組合	50万円	1/3	市の推薦する耐震診断機関(以下の4団体が実施すること。 1 特定非営利活動法人耐震総合安全機構 2 (社)日本建築構造技術者協会 3 (社)日本建築家協会関東甲信越支部メンテナンス部会 4 (社)東京都建築士事務所協会			
東大和市	東大和市木造住宅耐震診断費助成制度	補助	○					木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の戸建て住宅。(併用住宅の場合、その所有者が自ら利用するための延べ床面積が2分の1以上であるもの。)	対象建築物を所有する個人。ただし、共有の建築物にあっては代表者。	5万円	1/2	東京都建築士事務所協会西多摩支部に属するか、東京都木造住宅耐震診断登録制度に基づく登録事務所	建設環境部都市計画課地域整備係	042-563-2111	1262
清瀬市	清瀬市木造住宅耐震診断助成制度	補助	○					木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築された木造平屋建又は木造2階建の戸建て住宅で、所有者が延べ床面積の2分の1以上を居住用にしている住宅。	①対象建築物を所有する個人。共有または区分所有の建築物にあっては代表者。 ②特別に支援を要する世帯(※)	① 5万円 ② 10万円	① 1/2以内 ② 2/3以内	清瀬市が指定している耐震診断機関に限る。 ※特別に支援を要する世帯 ・65歳以上のひとり暮らし世帯 ・60歳以上のみの世帯で、65歳以上の方がいる世帯 ・「身体障害者手帳」4級以上の方がいる世帯 ・「愛の手帳」3度以上の方がいる世帯	総務部防災安全課防災係	042-492-5111	282

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
東久留米市	木造住宅耐震診断助成制度	補助	○					昭56年5月31日以前に建築された市内に存する木造住宅で、自己所有で住居として使用している地上3階までの戸建住宅(店舗併用住宅含む)。	対象住宅を所有する個人(複数の個人が共有する場合を含む)で、現在居住していること。また、居住者全員が市税を滞納していないこと。	5万円	1/2	・市長が認めた建築士 ・社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の会員 ・東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づく耐震診断事務所を診断機関とする。	都市建設部 施設管理課 建築営繕係	042-470-7777	2625
武蔵村山市	武蔵村山市木造住宅耐震診断助成制度	補助	○					武蔵村山市内にある一戸建てで、昭和56年5月31日以前に建築に着手された木造住宅。	対象住宅の所有者であって、現に対象住宅に居住していること。 市税を滞納していないこと。申請を行った年度内に耐震診断が完了すること。	10万円	1/2	東京都建築士事務所協会西部支部を診断機関とする。	総務部防災安全課災害対策グループ	042-565-1111	333
多摩市	多摩市木造住宅耐震診断士派遣制度	技術者派遣	○					昭56年5月31日以前に建築確認を受けた木造住宅	対象建築物所有者			多摩市と委託契約を締結した調査機関の建築士を派遣し、無料で耐震診断及び耐震に関する相談を行う。	都市環境部都市計画課	042-338-6817	2715
	多摩市非木造住宅耐震診断助成制度	補助	○	○				昭56年5月31日以前に建築確認を受けたS造・RC造・SRC造の民間非木造住宅(延べ面積の過半が住宅の用途であること)	対象建築物の所有者または管理組合	一戸につき5万円、但し、100万円を超える場合は100万円	1/2				
稲城市	稲城市木造住宅耐震診断助成制度	補助	○	○				昭56年5月31日以前に建築確認を受けた木造住宅	対象建築物を所有者する個人であること	2.5万円	1/2	東京都建築士事務所協会南多摩支部に属し市内に事務所を有する者を診断機関とする。	消防本部警防課防災係	042-378-2111	739
羽村市	羽村市木造住宅耐震診断補助制度	補助	○					木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の戸建て住宅。(併用住宅の場合、その所有者が自ら利用するための延べ床面積が2分の1以上であるもの。)	対象建築物を所有する個人。ただし、共有の建築物にあっては代表者。	5万円	1/2	建築士法第2条第1項に規定する建築士で、東京都木造住宅耐震診断講習修了者名簿に登録された者を診断機関とする。	建設部建築課	042-555-1111	254

耐震診断助成制度一覧

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象					助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	緊急輸送道路	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
あきる野市	あきる野市木造住宅耐震診断助成制度	補助	○					木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の戸建て住宅。(併用住宅の場合、その所有者が自ら利用するための延べ床面積が2分の1以上であるもの。)	対象建築物を所有者とする個人。ただし、共有の建築物にあっては代表者。	2.5万円	1/2	東京都建築士事務所協会西多摩支部に属しているか東京都木造住宅耐震診断講習修了者で市内に事務所を有する者を診断機関とする。	都市整備部都市計画課指導係	042-558-1111	2713
西東京市	西東京市木造住宅耐震診断助成制度	補助	○					木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の戸建て住宅。(併用住宅の場合、その所有者が自ら利用するための延べ床面積が2分の1以上であるもの。)	対象となる住宅を所有し、現に自らの住居として使用していること	6万円	1/2	西東京市が指定している者の耐震診断に限る。	都市整備部都市計画課住宅対策係	042-464-1311	2421
日の出町	日の出町木造住宅耐震診断助成制度	補助	○					木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の戸建て住宅。(併用住宅の場合、その所有者が自ら利用するための延べ床面積が2分の1以上であるもの。)	対象建築物を所有者とする個人。ただし、共有の建築物にあっては代表者。	2.5万円	1/2	東京都建築士事務所協会西多摩支部に属しているか東京都木造住宅耐震診断講習修了者で事務所を有する者を診断機関とする。	まちづくり課都市計画係	042-597-0511	351